

## 普通倉庫保管料率表

(令和3年11月17日届出)

## 1. 適用規程

- (1) 基本料率表に記載のない貨物については、類似貨物の料率を適用します。
- (2) 保管料は暦日によって1日から10日までと、11日から20日までと、21日から月末までとをそれぞれ1期として計算する。
- (3) 重量は1,000キログラムをもって1トンとし、体積は1.133立方メートルをもって1トンとする。
- (4) トン数は重量、体積いずれか大なる方による。
- (5) 一般保管料(ばら貨物を除く)の1個当たり1期の料金に10銭未満の端数があるときは、その端数金額を10銭として計算する。
- (6) 請求各口につき50銭未満の端数があるときは、その端数金額を1円として計算する。
- (7) 1口1期の保管料が500円に満たない場合は500円とする。

## 2. 料率表

## (1) 一般保管料率(1期料率)

品 目	料 率
	1 トンに付
穀物・飼料	550円
農林水産品	760円
塩・砂糖類	380円
缶詰	900円
雑食料品・飲料(ビール)	760円
雑食料品・飲料(その他)	760円
繊維製品	800円
繊維原料	800円
紙・パルプ類	850円
金属・機械類	850円
肥料類	600円
化学工業品	980円
窯業品	550円
ゴム類	800円
皮革類	2,500円
鉱産品	950円
雑品	980円

(2) 面積建保管料率 (1ヶ月1 m<sup>3</sup>料率)

級 別	料 率
	1 m <sup>3</sup> に付
普通庫	2, 270円

但し、料金は、料金の種類ごとに計算した金額の上下それぞれ10%の範囲以内とする。

## 3. 割増規定

(1) 下記貨物には、基本料率に次の割増率を付加する。尚、割増が重複する場合は、各割増率を合算して基本料率に乗じる。

(イ) 保税貨物 3割増以内

(ロ) 定温倉庫蔵置貨物 8割増以内

(2) 酒税又はたばこ税未納貨物、遭難貨物、得意品、荷造不完全・積載不適・小口貨物、有毒性・汚損性・強臭性貨物又はばら貨物については、基本料率による料金のほかに、寄託者と協議の上決定した金額を申し受ける。

## 4. その他の料金

(1) 寄託者の要求により特別の事務処理等を行った場合は次の料金を申し受けます。

(イ) 在庫証明書、在庫報告書、送り状、温湿度等の調査報告書  
又はこれらに準ずる諸書類の作成 : 1件につき1,000円以内

(ロ) 電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等を行った場合  
: 寄託者と協議の上決定した金額

(2) 寄託物の要求により貨物の検品・検査の立会い、機械による湿度調整、その他保管に特別の手数又は設備を要した場合は、寄託者と協議の上決定した金額を申し受ける。

## 5. 消費税等の加算

1から4までによって計算した料金に、消費税(地方消費税を含む)相当額を別途加算する。但し保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではない。加算に当たっては、1.(7)にかかわらず、上記により計算された金額に1円未満の端数があるときは、1円単位に四捨五入するものとする。

以 上